

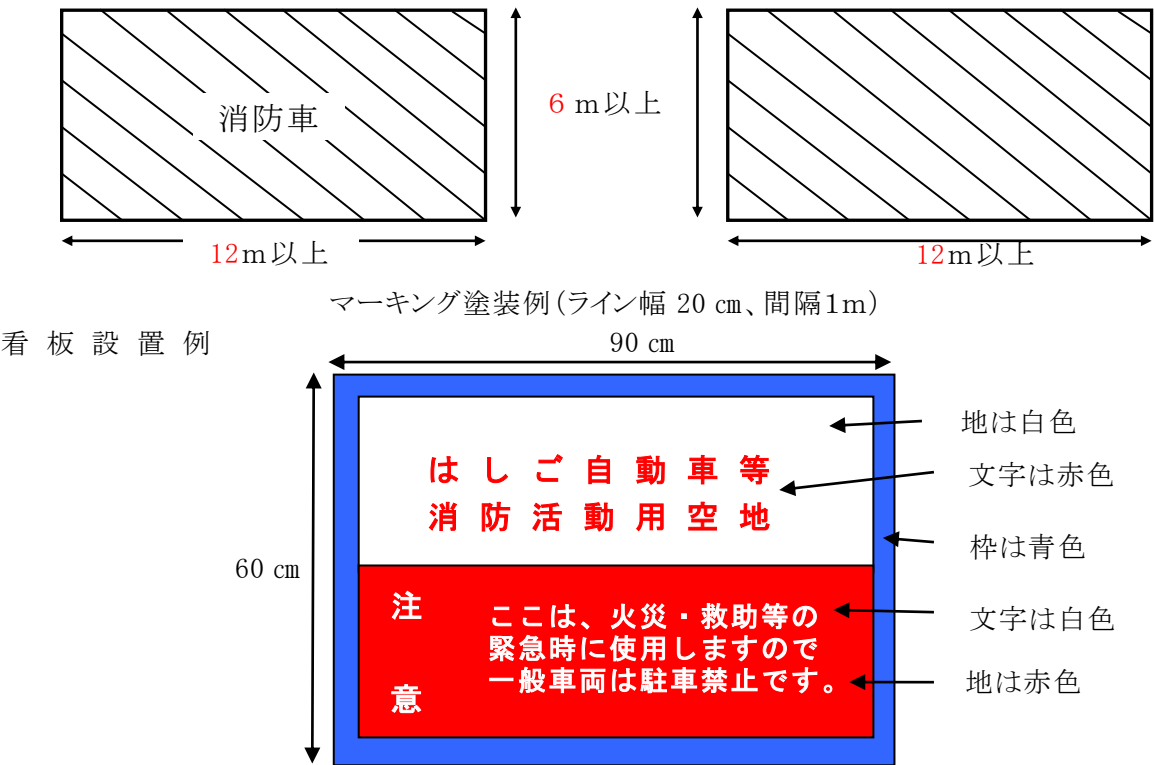
第2節 項目別審査要領

第1 敷地内の消防用活動空地等

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定に基づく、開発行為の許可に係るものに
必要な消防水利及び消防活動用地の確保については、久留米広域消防本部開発行為に係る
行政指導の協議に関する指導要綱（平成 21 年久留米広域消防本部訓令乙第 16 号）及び久
留米広域消防本部開発行為に係る行政指導上の指針（平成 21 年久留米広域消防本部訓令乙
第 17 号）によるほか、次の技術的な基準によること。

（消防活動用地の確保）

- 1 地階を除く階数が4以上である建築物の用に供する敷地を配置するときは、当該敷地
内に、はしご車による消防活動を行うための進入路及び空地を確保すること。
ただし、当該敷地に隣接する道路、広場その他の空地において、当該消防活動が可能
であるときは、この限りではない。
- 2 活動用空地を設ける場合は、次の各項に適合するものであること。
- （1） 活動用空地を設けるときは、その広さを幅員6m以上、長さを12m以上、また、
勾配7度未満とし、ジャッキ荷重10t以上の地盤支持力を有すること。
- （2） 活動用空地の旨を表示するため、マーキング塗装を施すか、又は看板を設置する
こと。（第1－2図参照）

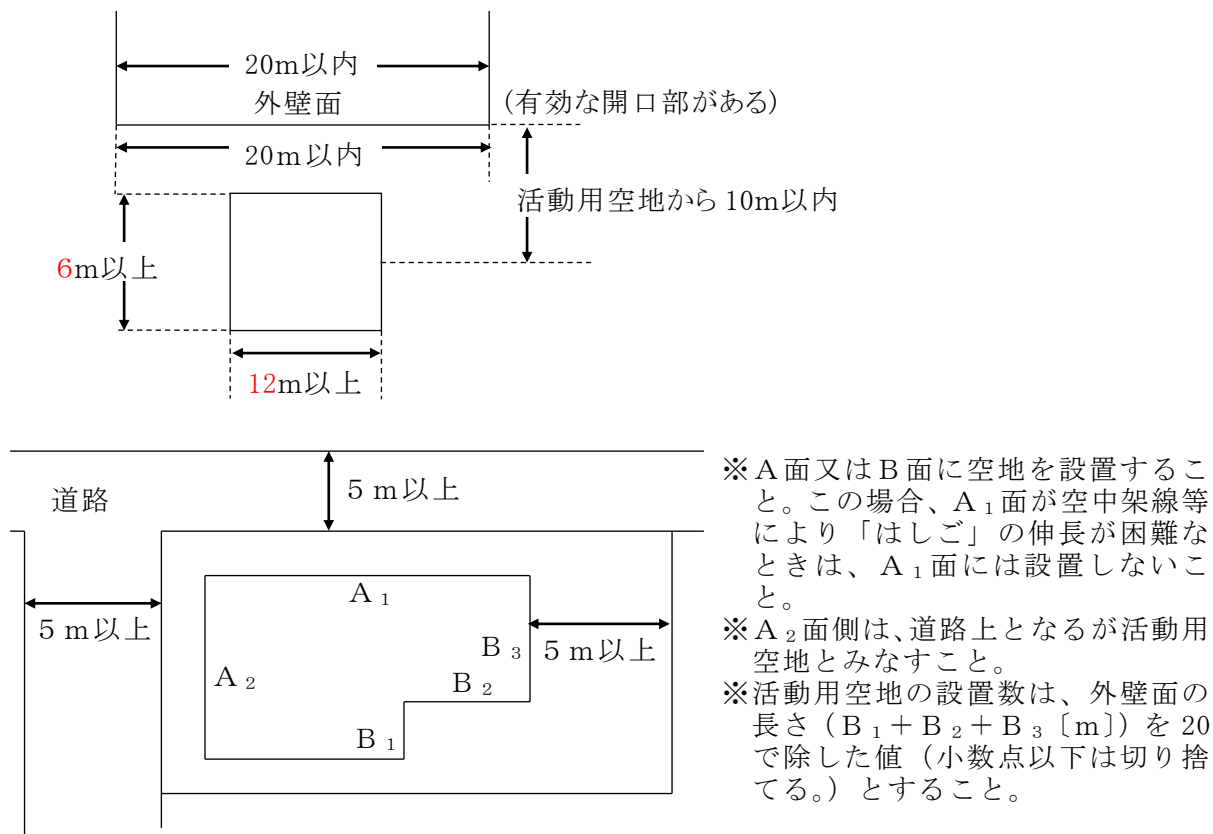


第1－2図

第1 敷地内の消防用活動空地等

- (3) 活動用空地は、進入口等のある建築物面に沿って20mごとに1箇所、建築物面から10m以内の位置に設置すること。(1-3図参照)

活動用空地の位置



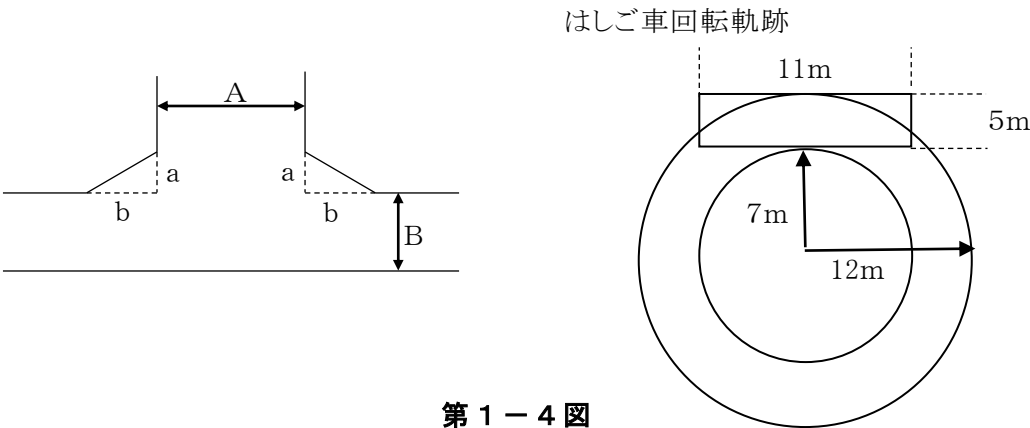
第1-3図

(4) はしご車の進入は、幅員 4 m 以上、勾配 9 度以内とし、輪荷重 10 t 以上の地盤支持力を有すること。この場合において、道路と進入路との連結点には、次表に定めるはしご車の進入に必要な隅切りを設けること。ただし、次表によることができない場合は、はしご自動車の回転軌跡により行うこと。(1－4 図参照)

なお、進入路上部に構造物を有する場合は、路面からの高さを 4 m 以上とすること。

隅 切 り 表 (単位:m)

A 幅員 B 幅員	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
4	10×10	7×9	5×8	4×7	3×6	2×5	1.5×4	1×3	0.5×2	0.5×1
5	9×7	6×6	4×5	3×4	2×3	1×2	0.5×1			
6	8×5	5×4	3×3	2×2	1×1					
7	7×4	4×3	2×2	1×1						
8	6×3	3×2	1×1							
9	5×2	2×1								
10	4×1.5	1×0.5								
11	3×1									
12	2×0.5									
13	1×0.5									a×b



第1－4図

(5) はしご自動車が歩道等に乗上げる際は、段差を 10cm 以内とすること。
(6) 建築物の配置、付近道路の形態等の事情により活動用空地の設置が困難なときは、建築物に二方向避難を確保すること。

なお、避難器具により二方向避難を確保する場合は、下階から開放可能な下部操作式ハッチを設置すること。